

第 2 次行政改革大綱



平成 22 年 3 月

大 分 県 杵 築 市

目 次

はじめに	1
更なる行政改革の必要性	2
1．社会・経済環境の変化	2
2．人口構造の変化	2
3．財政の問題	4
第2次行政改革大綱の方針	9
1．行政改革大綱の意義	9
2．「第2次行政改革大綱」の位置づけ	9
3．行政改革大綱と実施計画の計画期間	9
4．行政改革の数値目標	10
行政改革の基本的考え方	12
1．行政改革の目的	12
2．基本理念	13
行政改革の推進	14
1．新たな価値を創造し、市民本位の視点に立った行政経営の実現	14
2．市民参画と協働による多面的な公共サービスの提供	14
3．持続可能な財政基盤と弾力性のある財政構造の確立	15
第2次行政改革大綱の枠組み	16
1．計画体系	16
2．行政改革アクションプラン	16
3．推進体制	16

はじめに

百年に一度といわれる世界の金融危機をうけ、わが国経済は、雇用情勢の悪化、企業の資金繰りの悪化、内需の停滞など極めて厳しい状況に見舞われており、先行き不透明な経済情勢が続いています。また、少子高齢化の進行や人口減少への転換といった大きな構造変化や、情報化社会の進展、環境問題への意識の高まりなどの社会状況の変化の中で、国は活力ある経済社会の創造に向け、聖域なき構造改革に取り組んでいます。

この構造改革のもと、「官から民へ」という規制緩和や「国から地方へ」という地方分権の推進など広範にわたる見直しが行われ、これまでの地方自治体行政のあり方を根本的に見直す改革の必要性が生じています。

地方財政においても、三位一体の改革として、国から地方への税源移譲を前提として国庫補助・負担金を限定的に廃止、縮小し、地方交付税総額を抑制するという、国と地方の税財政制度の大幅な見直しが進められ、先行きは極めて不透明なものとなっています。

平成17年10月に誕生した本市の財政は、経済の低成長基調の定着や少子・高齢化等により市税収入の伸びが期待できず、将来の財源確保の見通しは極めて厳しい状況となっています。一方、地方分権の進展、市民ニーズの多様化などによる行政需要の増大により、歳出は確実に増大する見込みとなっています。

こうした中、本市の行政改革は、合併後のまちづくりの指針として策定された「杵築市総合計画」の将来像「歴史と文化の薫り高き 豊かな感性があふれるまち」の実現に向けて、平成18年6月に策定した「新たな行政改革大綱」（平成18年度～平成21年度）を契機として、実施計画である「集中改革プラン」に従って、行政改革に取り組み、市民サービスの向上と行政運営のスリム化、効率化を推進してきました。

この「第2次行政改革大綱」は、杵築市がこれまで進めてきた改革の大きな流れを加速させ、さらに市民ニーズを的確に反映した質の高いサービスの提供ができるような柔軟で創造性に富んだ行政システム全体の構造的な改革を進めていくための指針であり、組織・職員の行動規範として示すものです。

合併を成し遂げ誕生した本市にあっては、これまでのまちづくりの歩みを引き継ぎ、地域の個性を尊重しながら、恵まれた地域資源の有効活用を図り、地域の一体感の醸成と均衡のとれた、豊かで住みやすいまちづくりを進めるため、「第2次行政改革」を第二のステップと捉え、行財政改革に積極的に取り組み新しい公共空間の創出を推進します。

更なる行政改革の必要性

1. 社会・経済環境の変化

世界的な経済情勢、社会環境の急激な悪化は、輸出産業の収支の悪化や非正規雇用者の大量解雇をはじめとする雇用不安を引き起こし、事態は更に深刻化しています。また、急速に進む高齢化、出生率の低下による少子化及び人口減、地球温暖化対策などの環境問題への関心の高まり、ICT^{*1}を利活用した情報システムの高度化など社会環境も急速に変化しています。

このような状況を踏まえ、経済状況が下降傾向になることも予想した上で、この変化に的確に対応した行政のあり方を見いだす必要があります。

国と地方の関係においては、三位一体改革等の構造改革路線が進行し、かつ地方分権や規制緩和の流れの中で、公共事業を民間の資金・経営能力・技術能力を活用して行う社会資本整備の新しい手法であるPFIや公の施設の管理を広く民間にも任せられる指定管理者制度の創設など、地方公共団体に対し地域独自の個性に根ざした創意工夫やより良い自治体経営が強く求められています。

2. 人口構造の変化

日本の人口は、2005年の人口動態調査で統計をとり始めて以来、初の自然減となり、少子高齢化を伴う人口減少社会へと大きく転換することとなりました。本市の人口も近年は微増傾向でしたが、経済情勢の悪化等により2007年をピークに減少しています。

表 1 (P3)「杵築市将来推計人口」を分析すると、杵築市の人口は1985年から2005年までの20年間で3.6%の減少率でしたが、その後、2025年までの20年間では9.8%と約3倍になり、2035年の推計では2万8千人を下回り、減少の加速化が予測されます。

人口構造をみると、年少人口(0～14歳)は、合計特殊出生率^{*2}の低下や子どもを生む環境等から減少傾向にあり、2005年には4千人、2025年には3千人を下回り、その影響で生産年齢人口(15～64歳)の減少も加速しています。

子どもや働き盛りの世代が減少する一方で、団塊の世代が老齢期を迎えた現在、老年年齢人口(65歳以上)は、2015年に1万1千人を超え、2035年の推計では、その割合も40%に迫る勢いで、高齢化社会が一層進んでいきます。

また、高齢者1人に対する生産年齢人口の割合は、1985年の3.4人から

*1 ICT・・・情報通信技術(Information and Communication Technology)。情報・通信に関連する技術一般の総称(ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現)

*2 合計特殊出生率・・・一人の女性が生涯に産む平均の子供の数を示す指標

2005年は1.9人に減少し、2035年においては1.3人という、かつて経験したことの無い少子高齢化社会の到来が見込まれます。これは社会的な扶養力が急速に弱まっていくことを意味しています。

この人口規模の縮小、人口構造の変化は、産業経済や福祉、教育、暮らしといったあらゆる分野に様々な影響を及ぼすと考えられます。

地方自治体においても、人口の減少は地域社会の活力や経済力の低下をまねくとともに、生産年齢人口の減少による労働力の低下も相まって、自主的な財源である税収悪化などの影響も予想され、財政規模の縮小も見込まれます。

これらの状況に的確に対応するためには、将来を見据え効率的かつ柔軟に対応できる財政構造への転換や行財政運営の最適化を進め、行財政基盤の強化を図る必要があります。

〔表 1〕

杵築市将来推計人口

1 杵築市の人口

国勢調査			住民基本台帳人口 (各年度3/31)		推計人口		
1985年	1995年	2005年	2007年	2009年	2015年	2025年	2035年
34,816人	33,370人	33,567人	33,823人	33,261人	32,385人	30,261人	27,932人

2 年少人口(0～14歳)及び割合

1985年	1995年	2005年	2007年	2009年	2015年	2025年	2035年
6,312人	5,049人	4,000人	4,066人	3,921人	3,385人	2,770人	2,361人
18.1%	15.1%	11.9%	12.0%	11.8%	10.5%	9.2%	8.5%

3 生産年齢人口(15～64歳)及び割合

1985年	1995年	2005年	2007年	2009年	2015年	2025年	2035年
22,066人	19,872人	18,824人	19,725人	19,189人	17,887人	16,108人	14,649人
63.4%	59.6%	56.1%	58.3%	57.7%	55.2%	53.2%	52.4%

4 老年人口(65歳以上)及び割合

1985年	1995年	2005年	2007年	2009年	2015年	2025年	2035年
6,438人	8,449人	9,807人	10,032人	10,151人	11,113人	11,383人	10,922人
18.5%	25.3%	29.2%	29.7%	30.5%	34.3%	37.6%	39.1%

5 65歳以上の高齢者1人に対する生産年齢の人数

1985年	1995年	2005年	2007年	2009年	2015年	2025年	2035年
3.4人	2.4人	1.9人	2.0人	1.9人	1.6人	1.4人	1.3人

* 推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「市区町村別男女5歳階級別データ」による。

3. 財政の問題

地方財政の現状と課題

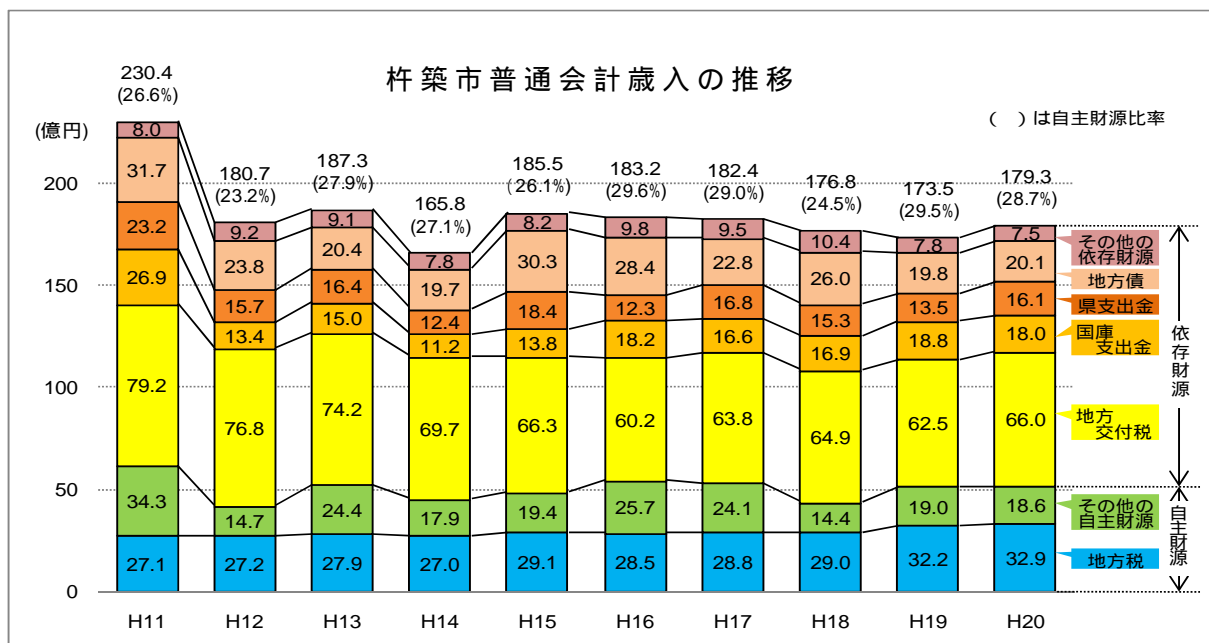
国と地方の行政サービスと収入には大きなアンバランスが生じています。行政サービスの実施割合が国と地方では2：3であるのに対して、税収入の割合は3：2となっており、行政サービスとその財源である税収入の関係は逆転しています。このアンバランスを地方交付税や国庫支出金といった、国から地方への財源再分配制度で調整しています。もともと財源再分配制度は、地方の財政力の格差を是正することを目的として行われてきた制度ですが、同時にこの制度のもと歳入面で国に依存していることから、二つの弊害が生じています。

一つは、国からの財源移転に付随してさまざまな関与を受けることで、地方自治体にとって自主的な意志決定の欠如につながっていること。もう一つは、歳入の多くを国に依存し自己負担が少ないことで、受益と負担の関係があいまいとなり、地方公共団体の財政運営に対するコスト意識の欠如につながっていることです。

つまり、地方公共団体で受けるサービスの経費は、自らの決定により自らが負担する「受益と負担の一致」という自治の基本を損なっています。

国は、国庫支出金の廃止・削減、国から地方への基幹税の税源移譲、地方交付税の見直しを同時に行う三位一体の改革によって「受益と負担」の不一致を解消し、地方の自立、地方分権を推進しています。

したがって、本市では三位一体改革後のあり方を想定し、更なる行財政改革・地方分権改革に取り組まなければなりません。



〔表 2〕

杵築市の財政状況

(単位：千円)

		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
決算 収支の 状況	歳入総額 A	17,684,102	構成比	17,354,040	構成比	17,929,312	構成比
	うち地方税	2,903,204	16.4%	3,215,869	18.5%	3,294,376	18.4%
	うち地方交付税	6,488,797	36.7%	6,247,463	36.0%	6,600,173	36.8%
	うち地方債	2,598,400	14.7%	1,977,500	11.4%	2,014,809	11.2%
	歳出総額 B	17,028,952		16,855,283		17,226,894	
	うち人件費 (職員給)	2,972,572 (1,925,996)	17.5% 11.3%	3,003,831 (1,957,578)	17.8% 11.6%	3,077,583 (1,894,354)	17.9% 11.0%
	うち扶助費	1,878,436	11.0%	1,957,986	11.6%	2,060,202	12.0%
	うち公債費	2,360,395	13.9%	2,460,052	14.6%	2,575,346	14.9%
	形式収支(A - B) C	655,150		498,757		702,418	
	翌年度へ繰り越すべき財源 D	31,488		30,396		54,791	
実質収支(C - D) E	623,662		468,361		647,627		
指標 等	標準財政規模 *1 F	9,775,473		9,621,708		10,428,726	
	財政力指数 *2	0.370		0.379		0.389	
	自主財源比率 *3	24.5%		29.5%		28.7%	
	経常収支比率 *4	90.1%		92.4%		90.4%	
	起債制限比率 *5	9.4%		9.3%		9.0%	
	公債費比率 *6	12.6%		13.1%		12.4%	
	公債費負担比率 *7	19.8%		20.5%		20.6%	
	実質収支比率(E / F)	6.4%		4.9%		6.2%	
	現債高倍率(G / F) *8	2.263		2.289		2.094	
	地方債現在高 G	22,119,965		22,024,719		21,837,281	
	財政健全化判断比率						
	実質赤字比率			-		-	
	連結実質赤字比率			-		-	
実質公債費比率 *9	12.3%		11.3%		11.3%		
将来負担比率 *10			74.6%		88.0%		
基金残高	4,004,831		4,662,565		5,378,094		
主要基金残高 *11	3,145,417		3,725,789		3,951,355		

(注) 各年度の数値は、普通会計決算額。

- *1 標準財政規模： 当該団体の一般財源の標準規模を示すもので、標準的な税収入額と普通交付税額を合算したものの。
- *2 財政力指数： 地方公共団体の財政力を示す指数として用いられ、この数値が高いほど財源に余裕があるものとされている。
- *3 自主財源比率： 地方公共団体自ら、その権能を行使して調達することができる財源で、歳入に占める自主財源の割合が高いほど行政活動の自主性と安定性が高いとされている。
- *4 経常収支比率： 財政構造の弾力性を測定する比率で、人件費、扶助費、公債費等の義務的通常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみるもの。この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示す。
- *5 起債制限比率： 地方債の発行に伴う毎年度の元利償還額に充当された一般財源の標準財政規模に対する比率で、団体の財政力に対する公債費の負担の割合を示すものである。
- *6 公債費比率： 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合で、財政運営の硬直性を把握する指標となる。
- *7 公債費負担比率： 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合で、財政運営の硬直性を把握する指標となる。
- *8 現債高倍率： 今後償還すべき地方債現在高の標準財政規模に対する指数で、将来の公債費負担及び地方債発行可能額を把握する指標となる。
- *9 実質公債費比率： 公債費による財政負担の度合いを判断する指標であり、公営企業の元利償還金に対する繰出金、一部事務組合等に対する補助・負担金、公債費に準じる債務負担行為など、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を示すもので、これが18%以上になる場合は、起債にあたり許可が必要となり、25%以上になると起債が一部制限される。
- *10 将来負担比率 地方公共団体の一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。
- *11 主要基金残高： 財政調整基金、減債基金、市有施設整備基金、地域活力創出基金、職員退職手当基金

地方交付税の機能と課題

地方交付税は、主に各地方公共団体間の財源の均衡化を図る財政調整機能と、地方交付税の総額が国税 5 税の一定割合として法定されることにより、地方公共団体全体に対し総体として財源を保障しているというマクロ的な財源保障機能と基準財政需要額・基準財政収入額という基準を通じて、どの地方公共団体に対しても行政の計画的な運営が可能となるように、必要な財源を保障するというミクロ的な財源保障機能を有します。また、一定水準の行政が確保できるよう財政力の低い地方公共団体に財源を補てんするために、国にいったんプールしてから交付される税であって、各地方公共団体が自由に使える一般財源です。

地方交付税には、政策誘導機能があります。基準財政需要額の算定には、国の政策の意図や判断も含まれており、地方交付税を通じて各地方公共団体にこれを伝達する機能を有します。例えば、合併を促進するために交付税上有利な取扱いをすることなどがあります。

その他に国庫補助負担金の代替的機能や政治的・経済的な政策としての機能があります。

このように地方交付税は多くの機能を有すために、財政調整が過度に働き、更に地方交付税の依存は、「受益と負担の一致」という自治の根本原則を損ない、地方公共団体の自主・自存は困難となります。

表 2 (P5)「杵築市の財政状況」は、平成 18 年度から平成 20 年度までの決算収支の状況と指標等の推移です。地方交付税の歳入総額における構成比は、平成 18 年度～36.7%、平成 19 年度～36.0%、平成 20 年度～36.8%であり、1/3 以上を地方交付税に依存していることとなります。これは財政力指数（平成 18 年度～0.370、平成 19 年度～0.379、平成 20 年度～0.390）、自主財源比率（平成 18 年度～24.5%、平成 19 年度～29.5%、平成 20 年度～28.7%）の低さからも分かるように、いかに国に依存する不安定な財政運営を行っているかを意味しています。つまり、地方交付税の動向が杵築市の財政運営に多大な影響を与えるほど直結しているのです。

地方交付税の削減

市町村合併に伴う財政上の特例として、合併年度及びこれに続く10年間は合併がなかったと仮定して毎年度算定した普通交付税を全額保障し、その後5年間で増加額を段階的に縮減させることになっています。

表3は「交付税の合併算定替」のフロー図です。平成17年10月1日に合併した杵築市においては、平成27年度まで全額保障され、平成28年度から平成32年度の5年間で激変緩和措置が講じられます。

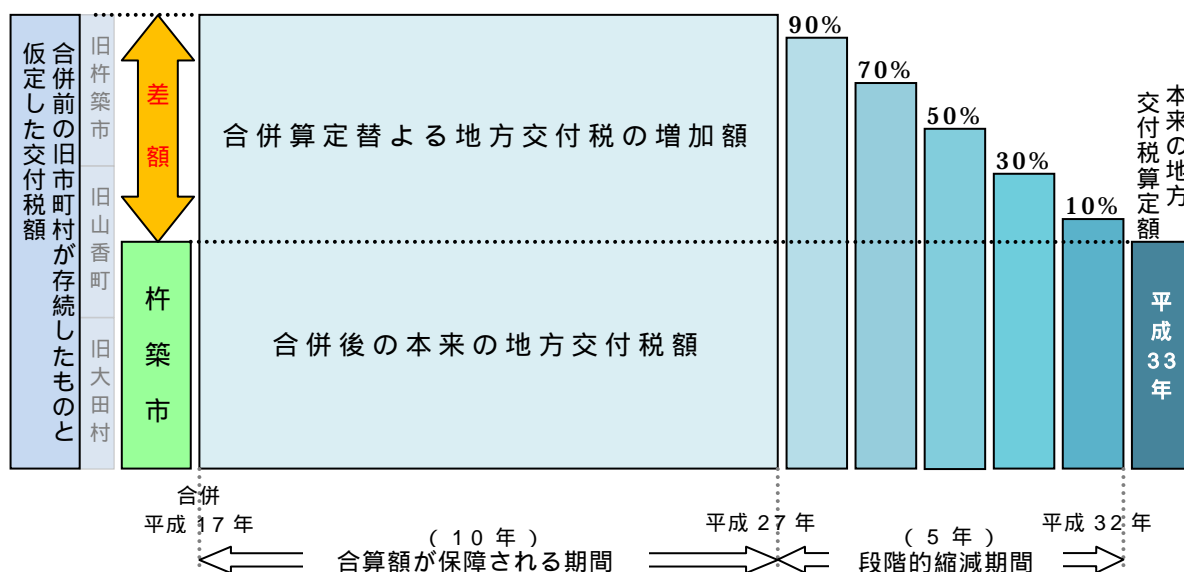
したがって、平成27年度まで毎年約9億5千万円の地方交付税を優遇されることとなりますが、平成28年度からの減額に備えた体制を整える必要があります。

【交付税の合併算定替と一本算定の差額】

平成21年度	1,016,816千円
平成20年度	962,429千円
平成19年度	910,338千円
平成18年度	902,192千円
年平均	947,944千円

〔表 - 3〕

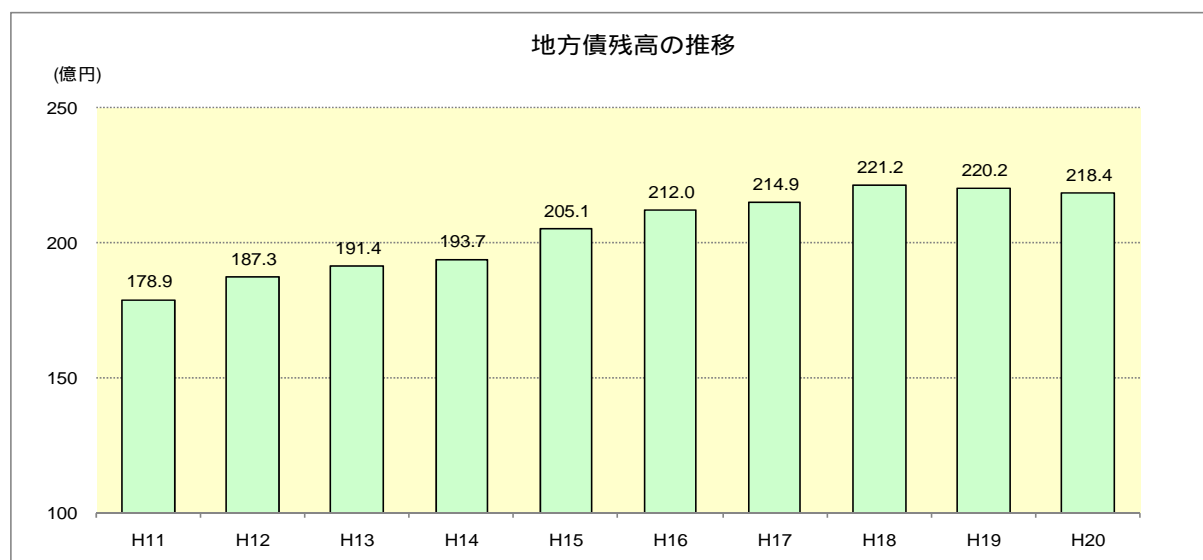
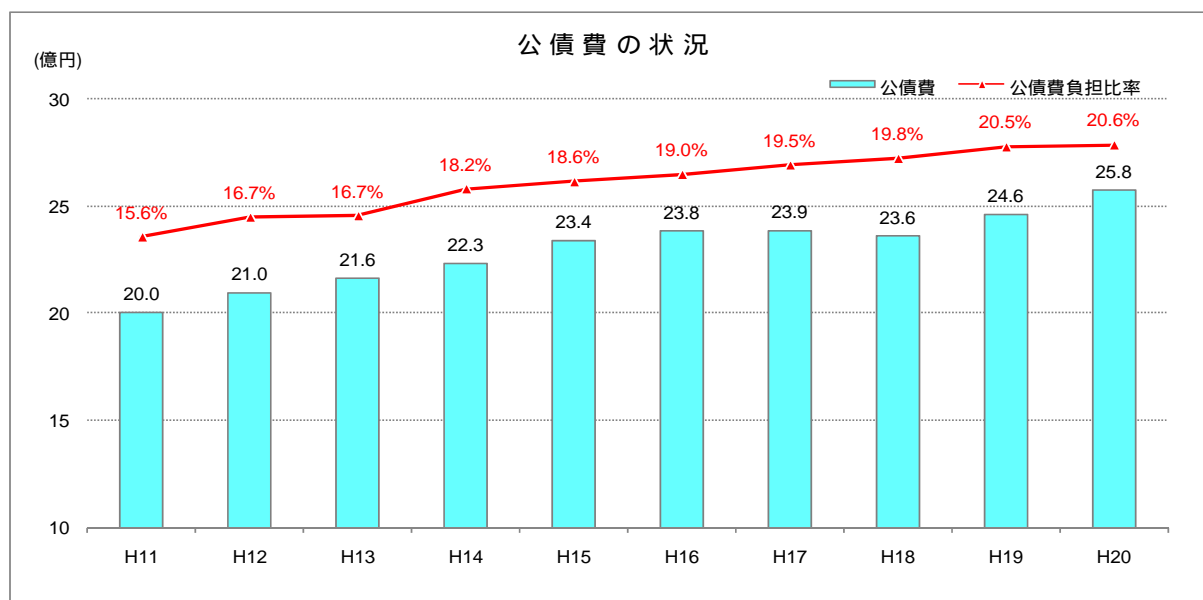
【交付税の合併算定替】



増大する地方債残高

国と地方の財政において、税収と歳出との間には巨大なギャップが生じており、そのギャップを国債や地方債という借金により補てんしています。景気対策などを理由とした歳出拡大により、このギャップは拡大し、国と地方の長期債務残高は平成 20 年度末で約 770 兆円、GDP 比 154.8% に達しました。更に平成 21 年度末の政府見通しでは、800 兆円を大幅に上回る見込みです。

本市も例外ではなく、普通会計の地方債現在高は平成 18 年度末約 221 億円をピークに、ほぼ横ばい状態にあります。その返済にかかる公債費は、平成 20 年度には約 25 億 8 千万円に達し、公債費負担比率も 20.6% となり、財政の硬直化の一因となっています。



第2次行政改革大綱の方針

1. 行政改革大綱の意義

杵築市総合計画において掲げた本市の将来像「歴史と文化の薫り高き 豊かな感性があふれるまち」を実現するには、行政のあり方を根本的に見直す必要があります。簡素で効率的な行政システムの確立と行政運営の透明性の確保や情報の共有化を一層推進することにより、市民と行政との協働のまちづくりを進め、時代の変化に的確に対応できる行政経営体へと更に行政改革を推進します。そのための指針として「第2次行政改革大綱」を定めるものとします。

2. 「第2次行政改革大綱」の位置付け

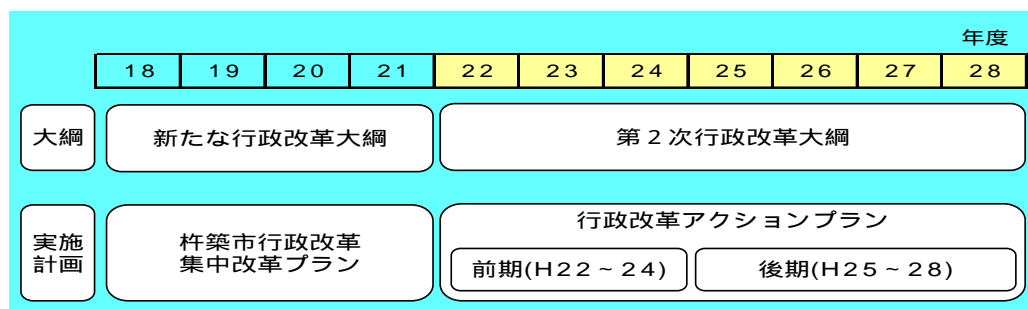
平成18年6月に策定した「新たな行政改革大綱」を実現するために、平成18年度～平成21年度の「杵築市行政改革集中改革プラン」を定め、具体的な取り組みを進めてきました。

その「新たな行政改革大綱」の理念を継承した「第2次行政改革大綱」を策定し、大綱の実施計画となる「行政改革アクションプラン」を定め、引き続き行財政改革の取り組みを推進します。

3. 行政改革大綱と実施計画の計画期間

「杵築市総合計画」の基本構想（まちづくりの将来目標と実現のための基本方針）の期間が、平成19年度から平成28年度であることから、「第2次行政改革大綱」の計画期間は、平成22年度を初年度として、平成28年度までの7年間とします。

この大綱の目的を達成するための具体的な取り組みを計上した「行政改革アクションプラン」の計画期間は、「前期」を平成22年度から平成24年度までの3年間、「後期」を平成25年度から平成28年度までの4年間とします。



4. 行政改革の数値目標

現在の社会経済情勢や人口構造の変化、さらには平成28年度から地方交付税の合併特例措置期間の終了に伴う段階的削減等を考えたとき、安定した行政サービスを継続して実施できる行政経営へと体制を整えていく必要があります。

そのため、長期的な視点から第2次行政改革大綱の期間中における取組みの主要な指標を次のとおり定めるとともに、行政改革アクションプランにおいて具体的な取組内容や数値目標を設定し、計画的に実効性のある行政改革を推進していきます。

職員数に関すること

《指標》 職員(山香病院を除く)の新規採用を退職予定者3人に1人の割合で行うことにより、定員管理の適正化を推進します。

行政運営をより簡素化・効率化し、事務事業や行政システムの改善を図るとともに、市民・民間部門と行政の役割を見直し、必要なものは市民・民間部門に委ねていくことにより、定員管理の適正化を推進します。

【職員数の推移】

(単位：人)

	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H17とH21との比較
普通会計	340	333	337	323	304	36
一般行政	270	267	270	259	242	28
教育	70	66	67	64	62	8
公営企業等会計	221	211	198	199	201	20
上下水道・国保介護・後期高齢	72	57	39	38	43	29
病院	149	154	159	161	158	9
職員数	561	544	535	522	505	56
病院を除く職員	412	390	376	361	347	65
病院職員	149	154	159	161	158	9

市税の収納率に関すること

《指標》 市税の収納率を現年課税分98%以上、滞納繰越分15%以上とします。

歳出の効率化とあわせ、歳入（自主財源）の確保は重要課題です。税負担の公平性の観点等から、収納方法や滞納対策を強化し、市税収納率の向上を図ります。

【市税収納率の推移】

(単位：%)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
杵築市	現年課税分	96.0	95.6	95.2	96.0
	滞納繰越分	7.5	5.8	6.1	7.5
大分県均	現年課税分	98.0	98.1	97.9	97.9
	滞納繰越分	15.6	15.0	16.0	16.4

財政指標に関すること

《指標》 実質債務残高倍率を200%未満に抑制します。

(実質債務残高倍率は、200%超で要注意団体、300%超で危機的団体)

大規模事業等による地方債残高の増高が予想されるなか、地方債の発行にあたっては、事業計画の見直しや事業の厳選、後年度負担を十分検討し効率的に行います。特に、基金の活用については、社会資本の整備や建設事業計画などを勘案し、計画的な積立てと積極的な活用を図りながら、実質債務残高の増高を抑えます。さらに、財政指標となる各種数値の分析等も行いながら、健全な財政運営を図ります。

【普通会計の実質債務残高の推移】

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地方債残高 (A)	21,491	22,120	22,025	21,837
債務負担行為額 (B)	576	1,901	810	843
主要基金残高 (C)	2,768	3,145	3,726	3,951
実質収支額 (D)	185	624	468	648
実質債務残高 (A+B-C-D) (E)	19,114	20,252	18,641	18,081
標準財政規模 (F)	9,579	9,775	9,622	10,429
実質債務残高倍率 (E/F×100) (G)	200%	207%	194%	173%

地方債残高
債務負担行為額
主要基金残高
実質収支額

長期の借入金残高
将来的な支出が約束された額（数年にわたる建設工事や土地買収費用）
財政調整基金、減債基金、市有施設整備基金、地域活力創出基金、職員退職手当基金
収入 - 支出 - 翌年度に繰り越すべき財源の額

行政改革の基本的考え方

1. 行政改革の目的

市民と行政が、それぞれの持つ特性を生かしながら、補完し合い、協力し合い、社会的問題に当たる「協働のまちづくり」を実践し、本市の将来像の実現を目指します。

また、限られた経営資源を最大限活用し、最小の経費で最大の効果を上げる行政運営に努めながら、市民が求める最良の行政サービスを提供し、市民満足の向上を目指します。

この目的を達成するため、価値前提の行政経営を構築し、市民が安心していきいきと元気に暮らし続けることができるまちづくりを実現します。

〈 事実前提から価値前提への転換 〉

従来行政では、今まで積み上げてきたものを前提とする「事実前提」で物事を考え、目の前の事実に基づいて意思決定を行ってきた姿勢がありました。事実のみを判断の基準にすると、短期的な目先の利益のみに目が奪われてしまい、時には長期的にみて誤った意思決定を行ってしまうかもしれません。あるいは、手段の選択のみに目を奪われて目的の為には手段を選ばずという、誤った方向に向かう危険性があります。

対して「価値前提」では、組織の「あるべき姿」は何なのか、理念やビジョンを明確にし、どこを目指し何に価値の中心を置くかをまず明らかにします。つまり、長期的で恒常的な目的を意味しており、環境の変化などによって短期的に変わるものではありません。その理念に基づいて行動規範や行動指針を作成し、行政経営をしていけば、具体的にどのように行動すれば良いか迷った時、この理念に照らし合わせて行動すればよいのです。

組織の目指すものが明確であれば、迷わずに物事を判断する事が出来るようになるのです。

「価値前提」と「事実前提」

「事実前提」(いまある課題の解決)



- 既存のやり方、既存の考え方の中で、改善を繰り返す。
- ・多くの改善項目に対処し、ある程度成果は出るが従来と変わらない。
 - ・既存のやり方、考え方に大きな問題・課題がある可能性に気づくことができない。

「価値前提」(あるべき価値の実現)

- どのような価値を提供する組織になるかを考える。
- ・その価値実現から現状をとらえる。

2. 基本理念

杵築市が目指す住民本位で高品質な行政経営を進め、市民の多様化するニーズや地域の特性を最大限に活かしながら、杵築市全体あるいは地域にとって最も望ましい状態に達するよう、行政改革に取り組まなければなりません。

「第2次行政改革大綱」の策定にあたり、柔軟でスピード感あふれる、市民満足の高い行政運営を可能とするため、次の3つの視点を柱として行政改革を進めていきます。

基本理念

市政創造

“あるべき姿”(ビジョン)を定め、杵築市の置かれている現状をあらゆる観点から把握し、あるべき姿と現状のギャップを課題として洗い出し、その課題を解決し、あるべき姿に近づけるための革新計画を遂行し続ける「市政創造」の改革

協働

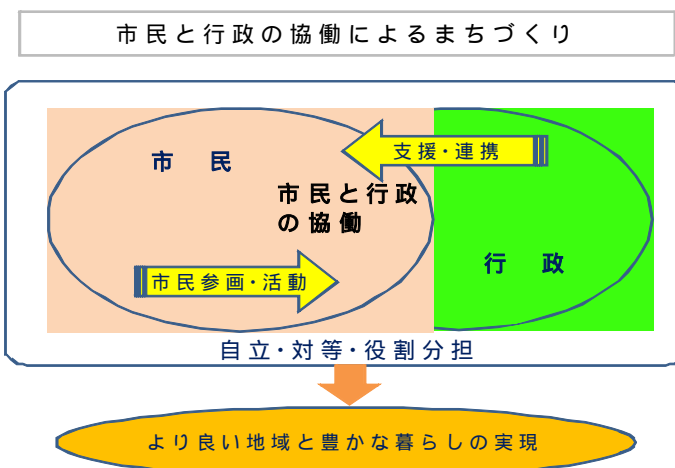
より安全で住みよい魅力あふれるまちの実現に向け、市民と行政が相互理解を深め、お互いに共通の認識を持ち、「協働」してまちづくりを推進する“新たな公共”に向けた改革

行政経営

経営の感覚を持った職員の育成や行政機能の向上により、行政サービスの品質を高め、市民の満足度を向上させる「行政経営」の改革

～協働～

協働とは「市民がお互いに、そして市民と行政とがそれぞれ持つ特性を活かしながら、補完し合い、協力し合い、社会的課題の解決にあたること」を言います。



行政改革の推進

先の基本理念のもと行政改革の目的を達成するために、次の3つの重点改革項目を基本的方向と定め改革を推進します。

1 新たな価値を創造し、市民本位の視点に立った行政経営の実現

多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応できる行政運営を行っていくためには、より簡素で効率的かつ機動性のある行政経営体となる必要があります。

新たな行政課題や市民ニーズに柔軟に対応し、市民の視点に立った施策を展開できる地方分権時代にふさわしい組織・機構へと整備を図り、継続的に見直しを行います。

さらに、行政サービスの担い手である職員の資質の向上と意識改革に努め、高い使命感と意欲、経営感覚を持って主体的に取り組むことができる人材の育成を推進します。

また、市民にわかりやすい形で積極的に情報提供を行い、情報の共有化を図るとともに、開かれた透明性の高い行政経営を推進します。

2 市民参画と協働による多元的な公共サービスの提供

地方分権の進展に伴い、地方自治体には、これまで以上に地域性を活かした個性豊かなまちづくりと質の高いサービスが求められています。

多様化する市民ニーズや地域課題に的確に対応した魅力あるまちづくりを進めるには、行政の役割はもちろんのこと、市民の担う役割も大きく、適切な役割分担に基づくパートナーシップの確立が重要です。

このため、本市のまちづくりの方向性や市政運営のあり方を明確にするための基本となる条例を定めるなど、基本的なルールを示しながら、行政と市民が連携・協力し地域の様々な課題に取り組む、協働によるまちづくりと地域分権型社会の推進を図ります。

また、政策立案から事業実施に至る様々な段階で、市民が自主的に参画できる機会を拡充し、市民と行政の信頼関係を構築しながら、公共サービスの質を高め市民満足の高いまちづくりを進めます。

3. 持続可能な財政基盤と弾力性のある財政構造の確立

市税、地方交付税などの一般財源は抑制基調にあるなか、広範かつ多様な行政需要に対し、将来にわたり安定した市民サービスを提供していくには、長期に安定した財政基盤と弾力性のある財政構造を確立することが不可欠です。

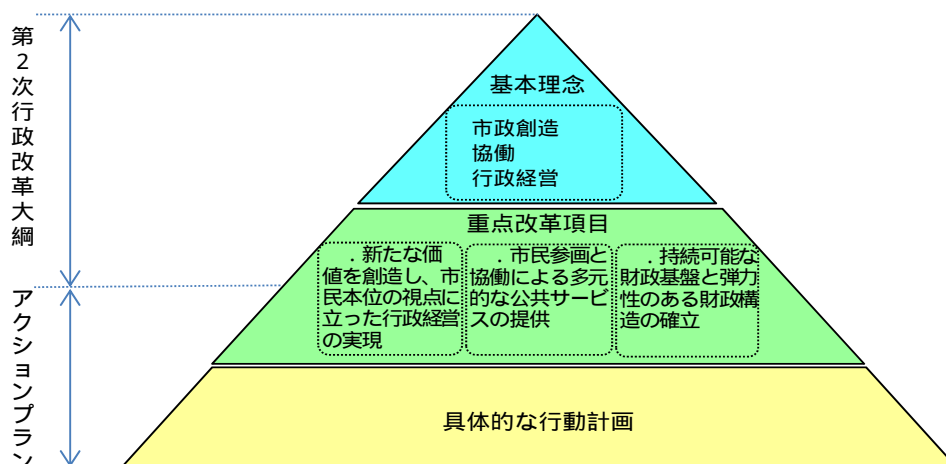
限られた財源を有効に活用するため、「人材、施設・設備、財務、情報」などの経営資源を効果的に活用するとともに、施策や事業の優先度や投資効果等を常に意識し、将来においても安定した行政サービスの継続が可能となる行財政運営を推進します。

また、経常経費の抑制、自主財源の安定確保、後年度の財政負担を考慮した適正規模の市債発行に努め、財政の弾力性を確保し歳入歳出均衡の原則に基づく自主性・自立性の高い健全な財政基盤の確立を図ります。

第2次行政改革大綱の枠組み

1. 計画体系

第2次行政改革大綱では、行政改革を実行していくにあたっての「基本理念」と「重点改革項目」を定め改革を進めます。また、具体的な行動計画である「行政改革アクションプラン」を一体の計画体系とします。



2. 行政改革アクションプラン

第2次行政改革大綱で定めた基本方針・重点改革項目に基づいて、個別に具体的な項目、取組内容、実施年度、目標値等を設定した「アクションプラン」を掲げ、行政改革の推進を図ります。

なお、計画期間中、事業実績や社会経済情勢の変化に対応できるように、毎年度見直しを行います。

3. 推進体制

行政改革の目的を達成し、基本理念を実現していくために、職員一人ひとりが危機意識・改革意欲を共有し、全庁あげて主体的に改革に取り組んでいきます。

進捗状況等については、内部組織である「行政改革推進本部」において適正な推進管理を行います。

また、有識者・市民（公募）で構成される第三者機関の「行政改革推進委員会」で進捗状況について外部評価を行い提言や助言をいただきながら、より実効性のあるものにしていきます。その内容等については広報紙やホームページ等を通じて広く市民に公表していきます。

～ 行政改革推進体制概念図 ～

